

宮崎県医師国民健康保険組合における個人情報利用目的

平成 17 年 4 月 1 日制定

平成 20 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 8 月 1 日改定

1. 被保険者に対する保険給付に必要な利用目的

- 1) 国保組合の内部での利用に係るもの
 - ①保険給付の実施
- 2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ①高額療養費算定業務のための外部委託
 - ②海外療養費に係る翻訳のための外部委託
 - ③第三者行為に係る求償事務の外部委託
 - ④被保険者の給付等に関するデータ処理の外部委託

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

- 1) 国保組合の内部での利用に係るもの
 - ①被保険者資格の確認
 - ②保険料の賦課・徴収
 - ③組合員の世帯に属する者（家族等）の認定
 - ④資格確認書の発行
- 2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ① 被保険者の資格等のデータ処理の外部委託
 - ② 保険料の徴収業務の外部委託

3. 保健事業に必要な利用目的

- 1) 国保組合の内部での利用に係るもの
 - ①健康の保持・増進のための健診
 - ②予防接種補助事業
- 2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ①医療機関への健診の委託
 - ②特定健康診査・特定保健指導の委託
 - ②被保険者への医療費通知

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

- 1) 国保組合の内部での利用に係るもの
 - ①診療報酬明細書（レセプト）等の資格点検・内容点検・審査
- 2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ①レセプトデータの資格点検・内容点検・審査の委託
 - ②レセプトデータの電算処理のための外部委託

5. 国保組合の運営の安定化に必要な利用目的

- 1) 国保組合の内部での利用に係るもの
 - ①医療費分析・疾病分析
- 2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ①医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託

6. その他

- 1) 国保組合の内部での利用に係るもの
 - ①国保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
- 2) 他の事業者等への情報提供を伴うもの
 - ①第三者求償事務において、医療機関等への届出等